

## 傍 聴 要 領

矢吹町学校規模適正化検討委員会

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議傍聴の申し込みは、会議前日までの申し込みを原則とし、傍聴人数は5名以内とする。（\*5名は先着順とする。）
- (2) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻の10分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

---

(R4.10.25 日 第1回学校規模適正化検討委員会決定事項)

#### ■傍聴対応（運用）について

- 1 告 知 会議開催を事前に町ホームページ上で告知する
- 2 人 数 傍聴人数は5名以内、会議前日までの申し込みを原則とする  
（\*5名は先着順とする。）
- 3 手続き 傍聴者は傍聴名簿に必要事項を記載し、所定の場所で傍聴
- 4 資 料 資料が膨大な場合を除き、傍聴者にも原則資料を配付する